

作業環境の測定基準・評価基準の改正

作業環境測定の対象物質に**DDVP**を追加

1,2-ジクロロプロパンの試料採取方法、管理濃度を見直し
クロロホルムほか**9物質**の測定方法・評価方法を見直し

労働安全衛生法では、有害な化学物質を取り扱う屋内作業場について、作業環境測定の実施とその評価を義務づけています。

厚生労働省では、平成26年9月29日付けで、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」および関連告示を改正しました。

対象物質の追加

「ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名**DDVP**）」を作業環境測定の対象物質に新たに加え、管理濃度、試料採取方法、分析方法を設定しました。

適用日は平成26年11月1日です。

（作業環境測定は、平成27年11月1日から義務化されます）

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト （別名 DDVP ）	0.1mg/m ³	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

測定方法の変更

「**1,2-ジクロロプロパン**」の管理濃度と試料採取方法を次のとおり変更しました。
適用日は平成26年10月1日です。

物質名		管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	改正前	10ppm	固体捕集方法または 直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
	改正後	1ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法



【その他】局所排気装置の性能要件・稼働要件の設定、変更

DDVPを含む4物質について性能要件・稼働要件を設定または変更しました。
適用日は平成26年11月1日です。

物質名	局所排気装置の 性能要件・稼働要件
ジメチルジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	【設定】 0.1mg/m ³
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	【変更】 0.005mg/m ³ (制御風速を廃止)
ベータ-プロピオラクトン	【変更】 0.5cm ³ /m ³ (= 0.5ppm) (制御風速を廃止)
アクリルアミド	【変更】 0.1mg/m ³

クロロホルムほか9物質の測定方法、評価方法の変更

有機溶剤中毒予防規則（有機則）から特定化学物質障害予防規則（特化則）に移行したクロロホルムほか9物質については、成分に応じ、

- ①特化則に基づく測定・評価、②有機則の準用による測定・評価、
①と②の両方、のいずれかを行うこととなりました。

適用日は平成26年11月1日（一部は平成26年10月1日）です。

作業環境測定の全般的事項については、3ページを参照

<クロロホルムほか9物質>

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・クロロホルム ・1, 4-ジオキサン ・ジクロロメタン ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン ・トリクロロエチレン | <ul style="list-style-type: none"> ・四塩化炭素 ・1, 2-ジクロロエタン ・スチレン ・テトラクロロエチレン ・メチルイソブチルケトン |
|---|---|

<特別有機溶剤>

クロロホルムほか9物質とエチルベンゼン・1, 2-ジクロロプロパンの計12物質

1. 試料採取方法と分析方法、管理濃度は、変更ありません。
2. 検知管方式による測定が可能な物質も、変更ありません。
(検知管方式が可能な物質は上記のうち青字の5物質)
3. 「特別有機溶剤等」（含有量1パーセント超の特別有機溶剤を含む物：3ページのA1とA2）に該当する物については、個々の特別有機溶剤について測定し、個々の特別有機溶剤ごとに評価します。
4. 「特定有機溶剤混合物」（特別有機溶剤同士の混合物、特別有機溶剤と有機溶剤との混合物。特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る。：3ページのA2とB）に該当する物についても、個々の特別有機溶剤（と有機溶剤）の濃度を測定します。
ただし、評価については、個々の特別有機溶剤ごとの評価ではなく、混合有機溶剤としての総合評価を行います。
5. 「特別有機溶剤等」にも「特定有機溶剤混合物」にも該当する物については、3. の測定・評価と4. の測定・評価の両方が必要です。
ただし、1回の測定で両方を兼ねて行うことは可能です。
6. 測定の評価結果が良好な場合、労働基準監督署長が測定方法の特例を認める制度（作業環境測定の特例許可制度：概要は3ページ）については、一部変更しました。

【参考】クロロホルムほか9物質の作業環境測定の全般的事項

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

▶ A2とB（これまでの有機則の測定対象）については、**平成26年11月1日から義務化**

▶ A1（新たに追加された測定対象）については、**平成27年11月1日から義務化**

	A（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超）		B（クロロホルムほか9物質の単一成分1%以下、かつ、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超）
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下 A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超 A2	
①クロロホルムほか9物質の測定・物質ごとの評価【特化則】	○（30年）	○（30年）	×
②混合有機溶剤の各成分の測定・総合的な評価【有機則を準用】	×	○（3年）	○（3年）
※特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合（A2とB）は、②の測定・評価が必要（A2は、②に加えて、①の測定・評価も必要） ※単一の特別有機溶剤のみで5%を超え、他に特別有機溶剤、有機溶剤を含まない場合もA2に該当（ただし、単一の特別有機溶剤のみで100%の場合には、①の測定・評価のみ必要） ※（ ）内は測定と評価の記録の保存期間			

◆6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※分析を行う作業環境測定士、作業環境測定機関の資格については、4ページを参照

◆結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要

◆測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
◎ クロロホルム	3ppm	液体捕集方法、 固体捕集方法 または 直接捕集方法	1 液体捕集方法では、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法または直接捕集方法では、 ガスクロマトグラフ分析方法
1,2-ジクロロエタン	10ppm		
◎ スチレン	20ppm		
◎ トリクロロエチレン	10ppm		
メチルイソブチルケトン	20ppm	液体捕集方法、 または 固体捕集方法	1 液体捕集方法では、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法では、ガスクロマトグラフ分析方法
◎ 四塩化炭素	5ppm		
1,1,2,2-テトラクロロエタン	1ppm	固体捕集方法、 または 直接捕集方法	1 ガスクロマトグラフ分析方法
1,4-ジオキサン	10ppm		
ジクロロメタン	50ppm		
◎ テトラクロロエチレン	50ppm		

◎の物質は、上記の試料採取方法と分析方法による測定のほか、検知管方式による測定も可能です。

＜作業環境測定の特例許可制度の概要＞

◆作業環境測定の評価結果が2年以上、第1管理区分を継続した単位作業場については、妨害物質の影響を受ける場合や、検知管方式が通常不可とされている特別有機溶剤（または有機溶剤）でも、所轄労働基準監督署長の許可を受けることにより検知管方式による測定が可能

◆測定点のうち1点以上は、通常の試料採取方法と分析方法による測定を同時に行う必要あり

◆評価結果が第1管理区分を維持できなくなった場合、許可は取消

クロロホルムほか9物質を分析可能な測定士・測定機関

平成26年11月1日から、クロロホルムほか9物質の「分析」が可能な作業環境測定士・作業環境測定機関が次のとおりとなります。【作業環境測定法施行規則】

分析の対象	分析可能な測定士・測定機関
クロロホルムほか9物質	○第3号（特化物）の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関 ○下記1.のみなし適用者
【参考】エチルベンゼン 1, 2-ジクロロプロパン	○第3号（特化物）の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関
【参考】有機溶剤	○第5号（有機溶剤）の資格をもつ作業環境測定士・作業環境測定機関

※測定対象物が「混合有機溶剤」や「特定有機溶剤混合物」である場合、それ以外の場合に共通です。

<経過措置（みなし規定）>

1. クロロホルムほか9物質を引き続き分析可能なもの（みなし適用者）

- ①平成26年10月31日までに、第5号（有機溶剤）の登録を受けた第一種作業環境測定士・作業環境測定機関

※みなしの適用を受けるために、登録先に書換申請など提出する必要はありません。

- ②平成26年10月31日までに第5号の講習を修了し、平成26年11月1日以降に第5号の登録を受けた第一種作業環境測定士

2. その他のみなし規定（作業環境測定機関の業務規程）

平成26年10月31日までに、作業環境測定を行うことができる作業場の種類として第5号（有機溶剤）を記載した業務規程を届け出ている場合は、クロロホルムほか9物質に限り第3号（特化物）を記載した業務規程を届け出ているとみなされます。

※ 1. ①のみなしでクロロホルムほか9物質を作業環境測定する場合、業務規程の変更届は不要です。

これから作業環境測定士の資格を取得しようとする方へ

第一種作業環境測定士試験、測定士となるための講習（試験合格者・試験免除者を対象とした講習）の内容が平成26年11月1日から変更されます。【作業環境測定士規程】

<第一種作業環境測定士試験>

第3号：「分析の技術」に「DDVP及びクロロホルムほか9物質の分析に関する理論及び方法」を追加

第5号：「分析の技術」から「クロロホルムほか9物質の分析に関する理論及び方法」を削除

<測定士になるための講習>

第3号：「分析の実務」に「DDVP及びクロロホルムほか9物質の分析」を追加

第5号：「分析の実務」から「クロロホルムほか9物質の分析」を削除

お問い合わせは、都道府県労働局、労働基準監督署へ

所在案内：

労基署 所在地

検索